

●都が施行する市街地再開発事業の敷地譲渡金額の変更に関するルール

- ・敷地譲渡金額の変更については、地区ごとに都と特定建築者が協議することとしています。

	晴海五丁目西地区	大橋地区1-1棟	環状二号線 新橋・虎ノ門地区 Ⅲ-1棟
施行地区	中央区晴海五丁目 の一部	目黒区大橋一丁目 の一部	港区虎ノ門一丁目 の一部
協議の対象	予定収入の 1% を超える額	分譲予定収入の 3% を超える額	事業予定収益の 1.5% を超える額
配分比率 (都：特定建築者)	50：50	30：70	28：72
敷地譲渡金額 変更の有無	今後、収益が確定した 時点で協議	有	無 (著しい収益増が 無かったため)
備考	分譲住宅、賃貸住宅、 商業施設	分譲住宅	主に賃貸事務所

※令和3年10月時点